

災害時における電気自動車による電力供給に関する協定書

彦 根 市

滋賀日産自動車株式会社

日産自動車株式会社

災害時における電気自動車による電力供給に関する協定書

彦根市（以下「甲」という。）と滋賀日産自動車株式会社（以下「乙」という。）と日産自動車株式会社（以下「丙」という。）は、台風、地震等大規模災害の発生時、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における電気自動車による避難場所への電力の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲が乙及び丙の協力を得て、甲の指定する避難場所において、電気自動車を避難場所が停電した際の非常用電源として活用し、避難場所の運営を円滑に行うことができるよう、必要な事項を定めるものとする。

（避難場所）

第2条 本協定における避難場所は、甲の指定した避難場所とする。

（電気自動車の貸与要請）

第3条 甲は、災害等が発生し、避難場所が開設された時において、乙に対し、電気自動車の貸与に関する協力依頼書（別記様式）により電気自動車の貸与を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもって処理するものとする。

（電気自動車の貸与実施）

第4条 乙は、前条の要請があった場合で、かつ、当該要請に対応することが合理的に可能な場合に限り、電気自動車を貸与することに努めるものとする。

（供給電力）

第5条 乙は、電気自動車の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。

- 貸与時点において電気自動車に充電されている電力は、乙が無償で提供する。
- 貸与中に再充電を行う場合の費用については、原則として甲が負担する。

（電気自動車の移動）

第6条 電気自動車による営業所（乙による電気自動車の保管管理場所）等と避難場所間の移動は、乙の責任において行い、原則として乙が行うものとする。ただし、乙により移動が困難な場合は、甲と乙が協議し、甲が行うものとする。

（管理）

第7条 甲が、乙より貸与された電気自動車の取り扱いは、甲、乙の協議により取り決め、甲が管理する。

(故障等の対応)

第8条 甲が電気自動車を貸与されている間に、貸与された電気自動車に故障または紛失等があった場合、甲に明らかな過失のある場合を除いて、甲は責任を負わないものとする。

2 原状復帰の方法については、甲、乙が双方協議して決めることとする。

(返却)

第9条 電気自動車の返却時期については、避難場所の閉鎖等を勘案し、甲、乙が双方協議して決めることとする。

(技術的支援)

第10条 甲は、乙及び丙に対して電気自動車の操作等にかかる助言及び支援を求めることができる。

(広報活動)

第11条 甲・乙及び丙は、平常時においても防災の広報活動に努めるものとする。

2 甲、乙及び丙は、この協定に関し、プレスリリースその他の対外発表を行う場合、事前に協議し、プレスリリースの内容につき合意を得るものとする。

(連絡調整)

第12条 この協定およびこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙、丙があらかじめ指定した者が行う。

(細目)

第13条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(定期協議)

第14条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲乙丙は、年1回以上、意見交換、協議等を行うものとする。

(協定期間)

第15条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結日から令和2年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する日の3箇月前までに甲乙丙から何らの意思表示がないときは、協定期間は、さらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 3 通を作成し、甲乙丙それぞれが記名押印
のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和元年 8月28日

甲 滋賀県彦根市元町 4 番 2 号

彦根市

彦根市長

大久保貴



乙 滋賀県大津市湖城が丘 6-1

滋賀日産自動車株式会社

取締役社長

酒井 雄一郎



丙 神奈川県横浜市西区高島 1-1-1

日産自動車株式会社

理事

神田 昌明



賀根之
滋彦長

